平成２８年（フ）第２９６１号
大阪市北区長柄中３丁目７番18―406号、前住所大阪市北区本庄東２丁目14番６号モリキマンション205号室
債務者　実村　博文
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３８２号
大阪市浪速区大国３丁目２番21―201号、前住所京都市中京区聚楽廻東町10番地15　サンフローラ丸太町403
債務者　玉越サユリ（旧姓家守）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４２８号
大阪市生野区巽北１丁目４番10号　ティダの家
債務者　一宮　範人
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５５４号
大阪府東大阪市近江堂３丁目２番６―161号
債務者　渡邊　京子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７８３号
大阪府豊中市庄本町１丁目５番８号
債務者　黒田　京子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８３１号
大阪市旭区高殿５丁目１番９―106号
債務者　岩崎善幸こと　岩﨑　善幸
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８４６号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目２番13号　ジーナ我孫子　201号
債務者　小松　一也
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９５１号
大阪府豊中市服部寿町２丁目５番５号　105号
債務者　加美長　悟
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７号
宮城県仙台市宮城野区萩野町２丁目19番地の３　Ｌｅ・Ｐｏｎｔ201、前住所宮城県仙台市宮城野区福室５丁目５番10号　Ｇｒｅｅｎ Ｇａｒｄｅｎ福室Ａ203
債務者　阿部　好美
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第４２号
岩手県一関市台町12番３号
債務者　上野　一郎
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第４３号
岩手県一関市台町12番３号
債務者　上野　純一
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月14日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２８年（フ）第２１５号
東京都目黒区五本木１丁目６番15号　ルーニィ祐天寺210
債務者　富永花奈子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２０号
愛知県岡崎市中島西町３丁目３番地２　レオパレス中島　108、前住所愛知県西尾市上矢田町西山10番地　アイシン・エーアイ上矢田寮411号室
債務者　東松　　徹（旧姓閉籠）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２８号
愛知県みよし市三好町中島112番地　ハイツ日向206号
債務者　酒井　一夫
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第８１２号
埼玉県川口市大字安行領根岸65番地102号
債務者　常木　良美
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９８８号
さいたま市南区南浦和３丁目48番15棟704号
債務者　徳沢　初子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４９号
埼玉県南埼玉郡宮代町本田５丁目14番５号
債務者　竹内　　勉
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係